## 気象警報等発表時の対応について

本校では「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に基づき、お子様の生命、身体の安全確保を適切に図るため、年間を通して下記の対応を行います。

- 1 <u>午前7時現在</u>に、「京田辺市」に気象特別警報又は気象 警報が発表されているとき、または午前7時以降に、気象 特別警報又は気象警報が発表されたときは、登校を停止す る。
- \*気象特別警報とは、「大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、 暴風雪」の6種類
- \*気象警報とは、「大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、 暴風雪」の7種類が発表されています。
- 2 <u>午前10時まで</u>に、気象特別警報又は気象警報が解除 されたときは、速やかに登校する。
- 3 <u>午前10時現在</u>で、気象特別警報又は気象警報がまだ 解除されないときは、臨時休校とする。
- 4 <u>在校中</u>に「京田辺市」に気象特別警報又は気象警報が 発表されたときは、子どもたちの生命、身体の安全確保を 第一として、校長の判断により適切な対応を行います。

- 5 その他
- (1)「午前7時以降」の対応について、学校に到着するまで(在宅時や集合場所にいる時、登校中など)、生徒それぞれの状況は異なりますが、安全を最優先に判断をお願いします。学校に到着後は、4の「在校中」の対応となります。
- (2) ラジオ、テレビのニュース・天気予報等の気象情報に注意してください。

「子ども安全連絡網」のメール配信を活用する予定ですが、事情により不可能な場合も想定されますので、気象情報の変化にも絶えず注意を払い、この通知に基づいた適切な判断をお願いします。

- (3) 学校への問い合わせの電話は、ご遠慮ください。 (ただし、事故の通報及び緊急連絡等は除きます。)
- (4) 気象特別警報が発令された時は、周囲の状況や京田辺市、京都府から発表される避難準備情報・避難勧告・避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとるようにしてください。